

白神ウインドパワー株式会社「(仮称) 能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成30年9月18日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書について、白神ウインドパワー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：秋田県能代市及び山本郡八峰町
原動力の種類：風力（陸上）
出力：最大157,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年	3月22日
環境大臣意見受理	平成29年	6月2日
経済産業大臣意見発出	平成29年	6月20日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年	3月23日
住民意見の概要等受理	平成30年	6月7日
秋田県知事意見受理	平成30年	9月4日
経済産業大臣勧告発出	平成30年	9月18日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、常泉

電話03-3501-1742（直通）

白神ウインドパワー株式会社「(仮称) 能代山本広域風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 方法書では、設置する風力発電機の規模や配置等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
2. 対象事業実施区域近隣には多数の住居や社会福祉施設等の配慮が特に必要な施設等（以下「住居等」という。）が存在し、また、当該住居等を困むように風力発電機が設置される可能性があることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影について、個別の住宅等への影響も含め適切に調査、予測及び評価した上で、これを踏まえたこれらの複合的な影響についても調査、予測及び評価すること。
3. 水質の調査地点の設定に当たっては、工事の実施に伴う水の濁りによる影響を適切に把握できるよう、必要に応じて調査地点の追加や見直しを検討し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
4. 景観については、当該区域近隣の住居等を困むように風力発電機が設置される可能性があることから、日常的な生活環境の場からの景観も勘案し、必要に応じて調査地点を追加する等、眺望景観への影響を適切に調査、予測及び評価すること。

(秋田県知事からの意見書の写しを添付)